

# 第3回 北海道河川審議会

平成30年2月23日（金）

## 1. 開 会

高 橋： 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻なのですが、古川委員のほうはまだ来ていませんけれども、定刻となりましたので、ただいまより第3回北海道河川審議会を開催させていただきます。本日司会進行役を務めます河川砂防課河川計画グループの高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、配付しております資料について確認させていただきます。まず、次第、委員名簿、配席図が一式になっていると思います。資料1から資料4、参考資料1が青い紙ファイルと一緒にとじ込んであります。参考資料2としまして、A3の前の素案たたき台と今回の素案が対照となっているもの、参考資料3、A4両面カラーの1枚物となっております。不足等はありませんでしょうか。

次に、河川審議会の開催要件についてですけれども、お手元の紙ファイルの資料1、北海道河川審議会条例をご覧ください。河川審議会の開催に当たりましては、ここにあります第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となります。本日は坂井委員、丸谷委員が所用のため欠席となっております。後ほど古川委員が来ると思っておりますけれども、本日は12名中10名の委員のご参加ということで、当審議会が成立していることをご報告させていただきます。（古川委員は午前中の業務が長引いたため急遽欠席となり、結果、12名中9名の参加となったものの、当審議会が成立していることには変わりはない。）

次に、次第に従いまして、次第2、開会挨拶について、河川砂防課長の金澤より一言申し上げます。

## 2. 開会挨拶

金 澤： 皆様、どうもお疲れさまでございます。河川砂防課の金澤と申します。本日は、お忙しいところ第3回北海道河川審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。審議会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

まずは、日ごろより北海道の河川行政の推進につきましてご理解とご協力、ご指導いただいていること、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

前回の審議会は昨年11月9日に開催いたしまして、今後の水防災対策を推進していくための北海道の川づくりの基本的な考え方、方針についてご審議いただいたところでございます。今回も引き続き方針の内容についてご審議いただければと思っています。

前回の審議会でもいただきましたご意見を踏まえまして、全道の建設管理部の若手技術職員などで構成されていますワーキンググループにおきまして、北海道らしい川づくりというのはどういうものかということですか、文言の修正等を行ったところでございます。仮称ではありますが、北海道の川づくり基本方針の素案をまとめましたので、本日はその内容についてご審議いただければと思っています。

短い時間ではございますけれども、北海道の川づくり基本方針の策定に向けまして委員

の皆様のご意見をお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

高橋： それでは次に、次第3、報告事項に入ります。それに先立ちまして、当審議会を傍聴するに当たりまして留意事項がございますので、ご説明させていただきます。

資料2になります。中段に書いておられますとおり、傍聴される方につきましては、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守っていただきたいと思います。会議開催中については、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。また、会議において写真撮影、録音、録画等は、審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。また、その他会議開催中の秩序を乱したり議事を妨害するようなことはできません。次、3番目、会議の秩序の維持ということで、今言った上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員の方にお聞きいただければと思います。

傍聴要領については以上でございます。

次に、資料3の第2回北海道河川審議会の議事概要につきましては、後ほど4番の議事の中でご説明させていただきます。

それでは、次第3の報告事項に入りたいと思います。まず最初に、今回3回目ということで、これまでの第1回目、2回目の概要ですとか、これまでの方針策定に向けた体制について簡単にご説明させていただきます。

### 3. 報告事項

大畑： 河川砂防課の大畑と申します。よろしくお願いいたします。スライドの右側もしくはお手元の参考資料1をご覧ください。今回初めて出席される委員の方もいらっしゃいますので、審議会のこと、河川整備基本方針のこと、これまでの経緯について簡単に説明させていただきます。

まず、1番の北海道河川審議会についてでございます。根拠法令は河川法第86条第1項となっております。重要事項を調査審議するため、条例で河川審議会を置くことができるとされております。河川審議会の審議事項といたしましては、知事が管理する河川に関する重要事項の調査、後ほど説明いたしますが、河川整備基本方針に関する調査審議としております。これまでの経過でございますけれども、河川審議会の前身であります河川委員会というものを平成11年に設置してございまして、平成28年1月までに32回開催してきております。平成28年4月には北海道河川審議会条例が施行され、名称を審議会と変えまして、平成29年7月に第1回、今回2月23日が第3回目の審議会でございます。

次お願いします。河川審議会の条例については、資料1でも添付しておりますが、委員を12名以内とすることですとか、委員の任期は2年とし、再任が可能であることなどを定めております。

参考資料1の6ページですけれども、審議会の内容等につきましてはホームページにて公表することとなっております。議事概要ですとか議事録を公表することになります。

次に、河川整備基本方針について説明させていただきます。河川整備基本方針の説明に先立ちまして、河川の分類ですとか河川法について簡単に説明いたします。

図は、河川を模式的に表したものですけれども、左から順番に一級河川、二級河川、準用河川、普通河川と並んでおりまして、下に凡例がございますが、青い濃い部分、これが国、国土交通大臣が管理する部分となっております。一級河川の本川ですとか大きな支川でございます。一級河川の小さな支川ですとか上流部、また二級河川の薄い水色で塗っている部分、ここを北海道が管理することとなっております。

次お願いします。資料の2ページですけれども、北海道内の河川の一覧表です。小さくて申しわけないのですけれども、一級河川、道内には13水系1,129河川、約1万kmございますが、知事が管理する区間は13水系1,073河川、8,005kmとなっております。二級河川については全て道が管理しておりまして、230水系467河川、約4,300km、一級河川と二級河川を合計いたしますと、黄色い括弧の文字で書いてございますけれども、243水系1,540河川、約1万2,300kmとなっております。

次お願いします。続きまして、河川法についてでございますが、河川法は、本格的な治水対策を実施するために明治29年に制定されております。その後、昭和39年に利水が追加され、平成9年には河川環境の整備と保全というものが追加されております。また、平成9年の改正の際には、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入というものも追加されております。次に、計画制度の導入について少し詳しく説明させていただきます。

次お願いします。河川整備の計画制度というのは、まず河川整備基本方針というものを策定し、その後、河川整備計画を策定し、河川の工事、河川の維持を行っていくものでございます。河川整備基本方針というのは左側ですけれども、長期的な視点に立った河川整備の方針でありまして、具体的な整備の内容を定めるものではございません。河川整備計画というのは右側ですけれども、今後20年から30年の具体的な整備の内容を定めるものでございます。本審議会におきましては、左側、河川整備基本方針を策定するための意見をいただくというものでございます。河川整備計画につきましては、各振興局、各建設管理部ごとに策定しているものでございます。

次お願いします。河川整備基本方針策定のフローでございますけれども、まず河川管理者が基本方針の案を作成いたします。それに対しまして本審議会から意見をいただき、その後、国土交通省または北海道開発局と協議を行いまして、農政部局、水産林務部局、環境部局などと協議・調整を行い、国土交通大臣または北海道開発局長に協議をして、同意、策定、公表となります。

次お願いします。現在の策定状況でございますけれども、全道230の二級水系のうち64水系で策定済みでございます。今後、当面策定を予定しておりますのは6水系で、審議が終わっていない河川は阿寒川でして、来年度以降、阿寒川について審議をいただきたいと考えております。

以上が河川整備基本方針に関する説明です。引き続きまして、今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制等について説明いたします。

まず、経緯や策定に向けた体制ですけれども、これは平成28年の激甚な水害の写真でございます。

次お願いします。このような水害や近年の都市化ですとか気候変動の影響に伴い、治水対策の重要性がますます高まっている状況でございます。一方で、生態系ですとか景観

に配慮した川づくりも引き続き必要となっております。北海道では平成6年に「北海道の川づくり基本計画」という冊子を作成しておりますが、この冊子につきましては、主に環境への配慮にとどまっております。このことから、計画的・効率的にハード・ソフト対策を進め、これらの課題解決をすることが必要ということから、「北海道の川づくり基本計画」を改定することといたしました。

次お願いします。改定に向けた体制でございますけれども、この基本方針の重要性から、審議会において審議・策定することといたしました。イメージの図がございますけれども、河川審議会の下に河川技術検討委員会とワーキングを置いております。審議会で審議するに当たりまして、方針案の作成を北海道の河川砂防課の職員ですとか各建設管理部の治水課長で構成しております河川技術検討委員会において作成し、審議会に報告することといたしました。なお、検討委員会で素案を作成する際には、建設管理部の若手職員を中心としたワーキンググループを設置し、作成することといたしました。これは、円滑な運営を図ることのほか、次の時代を担う若手の職員が実際にこの方針を使っていく、自ら作ったものを使っていくということで、人材育成にもつなげたいという思いも込めて、ワーキングにて作成することを提案しております。これらが第1回の審議会です。承されました。

次お願いします。審議会です。承を受けまして、若手の技術職員を全道から集めて素案作りを進めたところでございます。これは第1回のワーキングの状況ですけれども、ワーキングはグループ討議形式で行いまして、次お願いします。皆で意見を出し合って、もともと平成6年に策定した基本計画のメリット、デメリットの整理ですとか、次お願いします。新たな方針に記載していくべき必要な項目の抽出などを行っております。素案をつくりまして、第2回審議会、前回審議会ですけれども、11月の審議会です。中間報告をさせていただきます。承でございます。

A3の資料をご覧くださいのすけれども、A3資料の左側、「新・北海道の川づくり方針(仮称)」となっておりますけれども、これが前回の審議会です。報告させていただきました内容となっております。11月開催の審議会の意見ですとか指摘を踏まえまして、中央列に審議会やワーキングでの質問及び意見等というところがございまして、審議会の意見を踏まえ、昨年12月、今年1月、2月にワーキング等を行って素案の修正を検討し、右側列が修正案となっております。後ほど修正案について説明させていただきます。承でございます。

以上が報告になります。

高橋： ただいま報告事項といたしまして3つ、北海道河川審議会について、河川整備基本方針について、今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制等について報告させていただきましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第4の議事に入りたいと思います。これ以降の進行につきましては、審議会の会長でございます中津川委員にお願いしたいと思います。中津川会長、よろしくお願いたします。

#### 4. 議 事

中津川： 会長の中津川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、早速議事に入らせていただきます。今回も第2回の河川審議会と同様、個別河川の基本方針の議事はございません。今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針について引き続きご審議をいただきたいと思っております。

それでは初めに、議事の1番目、第2回北海道河川審議会の主な意見について、事務局の方から説明をお願いします。

大 畑： 手前のスライドの右側もしくは資料3をご覧ください。前回審議会の主な意見とその対応についてまとめてございます。全部で4ページございますが、後ほど詳細は説明させていただきますので、この中でさらに主な部分について説明させていただきます。

まず、1番と2番ですけれども、富士田委員、阪委員から、治水事業を進めるべきではあるが、北海道はそれがすごく遅れてきたということは決してないと感じている。ネガティブである必要はないという意見をいただいております。これについては、現在も整備を進めていること、災害に強い北海道づくりを進めていく必要があることなどを記載することといたしました。

4番ですけれども、上田委員から、国とか道とかという垣根を越えた川づくりが必要ということで、相互に連携を図りながら推進していくことを記載いたしました。

7番、8番ですけれども、これも富士田委員から、自然環境の「創出」は難しいので、「再生」が良いのではないかとということと、基本方針が「を」で終わってしまっていたので違和感があるということで、「再生」に修正するとともに、「を」を削除してございます。

2ページ目ですけれども、13番目、早川委員から、既存ダムの運用などについて入れたほうが良いということで、既存ダムの運用の見直しや再開発等を記載しております。

14番、15番ですけれども、泉委員から、北海道の目指す川をイメージで書くとしたらどんなものか。また、古谷委員からは、人命と財産の保全が基本ですけれども、北海道のすばらしい環境も重要ということで、バランスのとれた施策が必要という意見をいただいております。これについては、まず北海道の目指す姿として、植物が育ち多くの生き物がすむ「生きている川」であり、かつ道民の生命、財産を守る「安全・安心な川」ということを記載しております。

次のページ、16番ですけれども、泉委員から、北海道らしいとはどんなことか。また、生きている川を残すなど、将来的にあってもいいのかなという意見をいただいております。北海道らしさということを記載するとともに、これらを次代に引き継ぐことを記載しております。

21番、古川委員から、子供たちが水や生き物に触れるということを書いてほしいということで、親水利用や学習会の写真を添付するとともに、ホームページへの掲載などを記載いたしております。

4ページ目でございます。22番、中津川会長から、人材育成に関して、地域のリーダーなどの人材を育成するような仕組みが必要ではないかという意見をいただいております。地域で川づくりに携わる人々との情報提供・連携を進めるということを記載してお

ります。

23番、石橋委員から、減災対策がどうも切迫感がない。例えば昨年では、日勝峠の通行止めですとか、農地が流される、またポテトチップスの原料が一時期凍結されて経済被害があったということで、もう少し切迫感を書いたほうがいいという意見をいただきまして、治水対策の効果について記載するとともに、28年8月の被害、経済への影響について記載することといたしました。

以上が主な意見の報告でございます。

中津川： ありがとうございます。前回の審議会が昨年の11月9日に実施されておりますが、その時いただいたご意見を整理したものが今のご説明だったということで、これを踏まえまして、後ほどご議論いただく「北海道の川づくり基本方針(仮称)」素案というものにご意見が反映されているということでございます。今の段階で何かご質問あるいはご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

~~それでは、~~これらの審議会でもいただいたご意見とあわせまして、先ほど事務局の方からも説明ありましたが、若手の北海道職員が熱く議論をして色々と意見を出しておりますので、それも修正に反映されているということでございます。

それでは、次の議事に進んでよろしいでしょうか。~~それでは次に、~~議事の2番目、「今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針」について、資料4の目次のとおり進めていきたいと思っております。長いので、区切ってやっていきたいと思っております。先に1の「はじめに」というところと、2の「北海道の川の特徴」について説明をいただきたいと思っております。その後、3-1「未来へ向けた川づくり」、3-2「川づくりを確かなものに」について分けて説明していただき、それぞれの説明後にご意見を伺いたいと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

大 畑： 説明に当たりまして、事前に「説明の方法」などについてお話しさせていただきます。修正案としてまとめたものは資料4ですが、主にA3の前回審議会からの比較資料を用いて説明させていただきたいと思っております。なお、事前に資料4については委員の皆様にご確認いただいているところですが、誤字等がございましたので、事前にお渡ししているものから少し変わっているところがございますので、何とぞご了承ください。

それから、資料4の例えば1ページとか2ページ、A3の資料でいきますと、資料右下にページ番号を振っておりますけれども、資料のp. 3というところを見てくださいなのですが、カラフルな表記になっております。黒文字というのが、元々ありました平成6年に策定しております北海道の川づくり基本計画の冊子の部分から持ってきた部分でございます。赤文字が、平成6年の基本計画から修正、追記したところでございます。青色の網かけの部分につきましては、審議会の意見を踏まえワーキングで議論を行いまして、修正を検討した箇所でございます。黄色の網かけにつきましては、審議会の意見を踏まえワーキングで検討していく過程で、さらに修正した方がよいのではないかと出てきた部分です。不明点がありましたら、後ほどいただきたいと思っております。それでは、説明させていただきます。

まず、A3資料の1ページでございます。まずは方針の名称でございます。前回は「新・北海道の川づくり方針」としておりましたが、元々の名称が「北海道の川づくり基本計

画」ということで、今回は方針なものですから、新ではないということで「新」を取りまして、「北海道の川づくり」という言葉を残して、基本方針としております。ワーキングの中では「基本」があるのかたいたいのではないかという意見もございましたが、今後の実施計画も見据えて、「北海道の川づくり基本方針」としてございます。

それから、サブタイトルを付けております。これは、前回審議会で北海道らしい川とは何かという意見を非常に多くいただいたものですから、ワーキングで議論をしまして、「未来へ向けた川づくり」など色々考えたのですけれども、「未来へ向けた川づくり」ですと、名称の「川づくり基本方針」と「川づくり」が重なってしまうということもありまして、「豊かな自然を次の世代へ」という案をワーキングでの検討をしたのですが、事前に中津川会長とも打合せをさせていただきまして、「豊かな自然」ですと自然しかないということで、「環境」ということにすれば自然環境ですとか改修後の河川環境、色々なものを次の世代へ残していけるのではないかということで、「豊かな環境を次の世代へ」というサブタイトルとしてございます。

次お願いします。目次は飛ばしまして、A3資料の3ページになります。策定の背景についてでございますが、前回審議会では、北海道は歴史が浅く、治水対策の立ちおくれということを非常に強調していたのですけれども、決してそんなことはないという意見、ネガティブである必要はないという意見をいただきまして、「洪水被害に対応すべく、現在も整備を進めているところ」という記載としております。そうなりますと課題が薄まって、なくなってしまうので、黄色の網かけですけれども、自然災害から道民の生命・財産を守るということ、災害に強い北海道づくりを進める必要があるという記載を追記してございます。

それから、前回審議会では、北海道はどんな川を目指しているのか、子供がぱっとイメージできるものが欲しいなという意見をいただいております。ページの下に北海道の川づくりのイメージ図ということで写真を薄く掲載しておりますけれども、イメージ図は作成中でして、イメージするとしたらこんなところかなという提案なのですけれども、左上に改修前の写真がございますけれども、大きい写真が改修後の状況でございます。また、左下に、非常に小さくてわかりづらくて申しわけないのですけれども、改修後に子供たちが川を利用して遊んでいるという、このようなイメージを図にできればなど考えているところでございます。

次お願いします。A3資料の4ページになります。治水の課題についてでございます。前回審議会では、記録的な大雨というのは具体的にどういうものかという意見をいただきましたので、「これまでに観測したことがないような記録的な大雨」という記載にしております。また、前回審議会時点の文章では、治水の課題が環境と両立すべきものということになっていましたので、治水の課題としては、ハード・ソフト両面から被害を回避・軽減できる計画的・効率的な対策を進めていかなければならないということではないかということで、修正いたしております。

次お願いします。A3資料の5ページになります。利水の課題につきましては特段意見はなかったのですけれども、円グラフを追加しております。北海道と全国の水利用の比較を載せております。環境の課題につきましては、前回審議会で、生物多様性という言

葉が必要ということと、自然の再生能力を超えた利用等により自然環境の悪化が進んでいるというのは、絶対に戻らないように読み取れてしまうという意見がございましたので、A3資料5ページの下の青色の網かけですけれども、「人為的な利用や外来種の侵入等により影響を受けやすいこと」に修正したほか、生物多様性にも配慮することを記載いたしました。

次お願いします。A3資料では6ページになります。北海道の川づくり基本方針への転換でございます。この部分につきましては人口減少ですとか社会情勢の変化も記載すべきという意見をいただいておりますので、青色網かけの部分でございますけれども、「人口減少や少子高齢化をはじめとした社会経済情勢が変化して地方の財政制約が懸念されるなか」という文面を追加いたしました。

次お願いします。A3資料では7ページになります。川づくり基本方針の性格でございます。この部分では、国、道という垣根を越えた川づくりが必要、また連携が必要という意見がございましたので、国や市町村との連携としまして、相互に連携を図りながら川づくりを推進することを記載いたしました。

次お願いします。A3資料では8ページになります。川づくり基本方針の構成でございます。ここは大きく変更しております。まずは、前回提示させていただきました体系図を削除いたしまして、柱は何か、基本的な方針は何か、推進するための方策は何かということを確認しております。サブタイトルにもありました「豊かな環境を次の世代へ」ということで、その柱として「未来へ向けた川づくり」、「川づくりを確かなもの」としております。また、前回審議会の意見で、基本的な方針が「豊で清らかな流れのある川を」というように「を」で終わっておりましたので、「を」を取りまして、「川」で終わるようにいたしました。また、4番と5番、4番の基本方針が「安全な川」、5番の基本方針が「安心な川」としてありますが、前は4番が「安全・安心な川を」、5番が「万が一の備えを」になっておりました。ここについては、後ほど変更した経緯などについて別途説明させていただきたいと思っております。

次お願いします。A3資料では10ページになります。北海道の川の特徴でございます。前は地質図を掲載しておりましたが、最新の地質図を載せることも検討したのですが、かなり細かくて見づらい状況になりましたので、シンプルに北海道の地形、山地や平野がある、そういうことがわかるような地形図に変更してございます。

次お願いします。A3資料の11ページになります。川とその周辺の姿ということで、北海道地図だけでしたけれども、非常に多くの川がありわかりづらいことから、グラフを追加いたしまして、北海道の特色である河川の管理延長が長いことがわかるようにいたしました。

次お願いします。A3資料12ページ、13ページにつきましては、特段、前回から大きな変更はございません。12ページには、短時間の降雨が近年増加していることを記載しております。13ページには、気候変動の影響以外に、観測地点が増加することによって新たに危険な箇所が見えてきているということで、平成20年とその20年前の状況を示しております。

次お願いします。A3資料では14ページになります。出水の特徴でございますが、前回審



議会で、河岸欠壊も記載すべきという意見をいただいておりますので、記載をしております。また、北海道の特徴としまして、グラフを追加しております。これは何かといいますと、融雪期にも北海道は増水があることを特徴として示したいと思ひまして、グラフを追加しました。青い濃い部分が10カ年の平均値でございまして、薄い青色が10カ年の最大値ということで、夏7月から9月に増水があるのは当たり前なのですけれども、北海道は3月から5月についても融雪期に増水があるという特徴をグラフで示しております。

次お願いします。A3資料の15ページですけれども、前回は「川・湖沼と生きもの」だったのですけれども、ここは「川・湖沼と動植物」に修正しております。また、審議会の意見を踏まえまして、シシャモ、カワヤツメの追加、それから北海道の湿原の割合なのですけれども、前回8割としていたのですが、正確には86%でしたので、約9割に修正してございます。

以上でございます。

中津川： ありがとうございます。まずはタイトルが変わったということと、サブタイトルがついたというところがいきなり大きな変更ということで、あと中身が幾つか修正点がございました。皆様からいただいたご意見が修正に反映されているのか、あるいは新たに気づいた点等々色々あると思ひますので、ここでご意見、ご質問等を伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

泉： どうでもいい話かもしれないのですけれども、せっかく付けてもらったのですけれども、基本方針というのと、それぞれの川の基本方針も基本方針ですよ。一級河川にも基本方針があって、二級河川にも基本方針があるということになると、基本方針といったときにどの基本方針かわからなくなってしまうたりしないかなと心配な感じがしました。どっちかといったら、もっと基本方針ですよ。何といったらいいのでしょうか。全体方針とか、何かいい案があればいいですけれども、今私は思い浮かびません。

中津川： どうでもいい話ではなくて、これは非常に重要だと思います。個別の川の基本方針というものもあるのです。当然議論もあったと思うのですけれども、それであえてこうしたという部分の説明をお願いします。

大 畑： ワーキングの中でも色々な意見がございまして、「基本」はかたいので、単純に「北海道の川づくり方針」がいいのではないかという意見もございました。今の考えとしては来年以降「実施計画」を策定していくということがあったので「基本方針」としたのですけれども、確かに個別の河川整備基本方針と混同するというご指摘もありましたので、正直非常に悩んでいるところではございます。どうしても「基本方針」にしたいという強いこだわりがあるわけではなくて、案は提示させていただきましたけれども、審議会のご意見を是非いただきたいと考えているところでございます。

中津川： 全体の川を包括するような方針ということになりますけれども、いい名称はないでしょうか。

阪： 思いつきで申しわけないのですけれども、「ビジョン」とか使われたらよろしいのではないのでしょうか。方針がとたくさんあるのですしたら、うちの会社でも使うのですけれども、将来像ですとか未来像みたいなものだと思うので、もし良かったらと思ひまして。

中津川： 「川づくりビジョン」ということですね。

ほかにいかがでしょうか。ここで決定というわけではなくて、再度この辺は検討してください。ただ、後でスケジュール等の説明あると思うのですけれども、今回はここで素案というのを決めて、議会の方にも報告して、次は原案という形になりますので、ある程度今日は大幅な変更は余りしたくないという事務局の意向もございますので、いかがでしょうかね。「ビジョン」というご意見が出てきましたけれども、やはり「基本方針」の方が良いという意見もあるかと思えます。看板の問題なので、非常に大きいところだと思うのですけれども。

大 畑： 一通り全体を説明させていただきまして、全体を見て、どちらがいいかなというのをご意見いただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

中津川： そうですね。内容を全部一通り説明していただいて、やはりこうすべきだみたいな話の方が良いかもしれないので、最後のところで改めてご意見を伺いたいと思います。それでは、ほかにいかがでしょうか。

富士田： 余り内容に関係ないのですけれども、写真なのですが、まだイメージなのでこれを使われるかどうかわからないのですけれども、表紙と3ページで使われている改修後の写真なのですが、これだとよくわからないのですが、黄色い花が写っているのですが、もしや特定外来生物ではないでしょうか。

大 畑： 確認いたします。

中津川： そうですね。セイタカアワダチソウとか、その辺かもしれないということですね。不適切な写真かもしれないということなので、イメージ図を作る際には留意するということが良いでしょうか。

大 畑： イメージ図にするときには、留意します。

中津川： そうですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

石 橋： 写真のところなのですけれども、私も商売柄、道内の市町村の名前と場所はわかるのですけれども、例えば2ページのペケレベツ川とか、これは清水町の写真だと思います。写真を使う場合、町村名を入れた方より親近感が湧くというか、「ペケレベツ川被災状況(清水町)」のように、もっと親近感が湧くような表記の方が良いと感じました。

中津川： ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思います。わかるようにしておいたほうがいいかなと思います。

大 畑： 記入いたします。

中津川： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先ほどご説明いただいた、タイトルもそうですが、これは私の意向も反映されていますが、資料の1ページ目で「豊かな環境を次の世代へ」というサブタイトルを付けさせていただきました。北海道らしい川のイメージをもう少し出すべきだという意見も踏まえてこういうサブタイトルにしたのですけれども、いかがでしょうか。「環境」というのは非常に便利というか、色々な概念を含んでいるので、自然だけではなくて、社会環境とかそういうことも含めて環境と言えるのではないかということで、このようにさせていただいたのですけれども、この辺はよろしいでしょうか。

後はいかがでしょう。細かい点など、どんなことでも結構ですので。

富士田： 前にも聞いたような気もするのですが、8ページ目です。川づくり基本方針の構成ということで新しい図が出ているのですが、4色の色の違いは、何が違うのでしょうか？意図があると思うのですが。

大 畑： 利水、環境、治水というものを色分けしております。橙色が利水、緑色が環境、青い部分が治水ということで、河川法の治水、利水、環境の3つの部分を色分けして関連付けております。

中津川： 富士田委員のおっしゃるとおり、この色が何を意味しているのかというのが、ぱっと見てわからないかもしれないですね。

大 畑： わかりました。工夫させてください。

中津川： わかりました。そこはわかりやすくということで—よろしいでしょうか。ここに関連していいかと、「川を」の「を」を全部消して、こういう表現に改めたということですね。

細かい話ですが、平成何年というところには必ず括弧書きで西暦を付けて修正したという理解でよろしいですか。平成ももう少しで終わるので西暦を付けたということですか。

大 畑： 抜けている部分があるかもしれませんが、基本的な考えはそのとおりでございます。

中津川： 抜け落ちているところは全部そういうふうにした方が良くと思います。

ほかにいかがでしょうか。全体的な話は最後に全て含めてご審議いただくことも考えておりますので、とりあえず第1章、第2章のご説明に対するご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして3-1の「未来へ向けた川づくり」についてのご説明をお願いしたいと思います。

大 畑： A3資料では16ページになります。ここは、サブタイトルにもあるように、「豊かな環境を次の世代へ」ということにいたしまして、その中の柱である「未来へ向けた川づくり」について、前回審議会の意見を踏まえまして抜本的に変更してございます。審議会の意見としましては、北海道らしさというのはどこにあるのか。北海道は「生きている川」を地域限定で残すなど、そういう方針があってもいいのではないかとということ、始まりが余りにも無機質な感じがするというので、まずは、北海道らしい「未来へ向けた川づくり」は、豊かな環境の保全、失われた環境を可能な限り再生、安全・安心な川、これを引き継いでいこうということをまず記載いたしました。また、「未来へ向けた川づくり」の中の前半部分で北海道の環境の特徴を記載いたしまして、北海道の目指す川の姿というものは何かということで、「生きている川」で、かつ「安全・安心な川」ということを記載いたしました。さらに、これらを進めていくために、治水、利水、環境の調和を図り、川づくりを進めていくというように文面を全面的に修正いたしております。

次お願いいたします。A3資料では17ページになります。ここは「未来へ向けた川づくり」の考え方ということでございます。前回審議会で流域一貫という観点が必要という意見をいただきましたので、流域の視点ですとか関係機関との連携ということを追加しております。また、水源の保水機能の確保というものが前回なかったもので、今回ワーキング

の検討を踏まえて追加しております。

次をお願いします。A3資料の18ページです。ここも引き続き「未来へ向けた川づくり」の考え方でございますけれども、国との連携が必要というものが抜けていたので、それを追加することですとか、浸水想定区域図の作成ですとかホットラインということを追記いたしました。また、自然環境については、「創出」ということを、以降も全部そうなのでございますけれども、「再生」に統一しております。

この修正とあわせまして、A3資料の19ページですけれども、浸水想定区域図を2つ並べてございますが、上の図が、計画規模の浸水想定範囲を示した図でございます。下の図が、想定最大規模であるところだけ広がってしまうということを上下並べて比較した図を追加いたしました。

次をお願いします。A3資料の20ページになります。ここからが基本方針1から9までの説明になります。まず、基本方針1「豊かな清らかな流れのある川」ということでございますが、前回審議会で水量の減少による水質悪化ということに記載するべきという意見をいただきまして、青色網かけとなっていないのですけれども、流域の開発と保水機能の低下の下から2行目の部分、川の水量が減少し、水質の悪化に影響を与えるということを追加しております。利水者間の情報共有ということも必要という意見をいただきまして、水源保水機能の確保というものを追加いたしましたので、その中に情報共有というものを追加させていただいております。

次をお願いします。A3資料の21ページでございます。ここは「清らかな流れのある川」を推進すべき方策でございますが、前回審議会でダムによる水源開発、既存ダムの運用なども取り入れた方がよいという意見いただきまして、既存ダムの運用の見直しや再開発等により水量を確保することを記載いたしております。

次をお願いします。A3資料の22ページと23ページについては、特段大きな変更はございません。時間の関係もあるので、説明を省略させていただきたいと思っております。

A3資料の24ページでございます。前回審議会で流木の発生源と被害の結びつきが記載できないかという意見をいただきまして、河川中上流域で発生した流木が土砂とともに下流や海域に被害を与えるということに記載いたしました。

次をお願いします。A3資料では25ページになります。推進すべき方策の中で、前回審議会で樹木の生育を許容できないところは、適正に管理するなどの言葉がないとできないのではないかという意見をいただきまして、青色網かけの部分でございますけれども、「樹木の生育を許容可能か検討し」という部分を追加いたしております。また、ここにも関係機関との連携、源流部の保全を追加いたしました。

次をお願いします。A3資料の26ページについては、大きな変更はございません。「保全と創出」だった部分を「保全と再生」に修正しております。

次をお願いします。A3資料の27ページをお願いします。ここでは、そもそもの計画勾配をどう設定するかが見えてこないという意見がございました。そのため検討いただきまして、青色網かけ部分でございますけれども、「河床の安定性と上下流間の生物移動の連続性の確保について考慮し、現況が良好な場合には在来の河床勾配を重視し」という文面を追加いたしております。

次お願いします。A3資料では28ページ、29ページでございますけれども、こちら両方のページとも大きな変更はございません。「保全と再生」ということで文言の統一を図っております。

次お願いします。A3資料の30ページになります。基本方針3「親しみや、ゆとりのある川」でございますけれども、ここも前回から大きな変更はございません。景観、歴史、文化、観光基盤などの資源を生かして、良好な水辺空間を利活用するということを記載しているものでございます。31ページも大きな変更は特にございません。

次お願いします。A3資料の32ページになります。「ゆとりのある川」というところで、この部分に河川敷地の占用というものを追記いたしました。これは、ページの下に釧路川の河川敷地を利活用している状況の写真がございまして、河川空間を積極的に活用していこうということを追加いたしました。

次お願いします。A3資料の33ページについては特段変更ございません。

A3資料の34ページ、基本方針4番の「安全な川」でございます。ここは前回まで「安全・安心な川」でしたけれども、防災対策の推進ということで、「安全な川」に名称を変えております。前回審議会におきまして、ここの記載がどうも危機感がないということで、経済被害についてもっと記載すべきという意見をいただいておりますので、まずは治水のストック効果、経済に効果をもたらすということを記載いたしまして、なおかつ平成28年8月の被害状況、人的被害のほかに農地の流出ですとか食品加工場の被害、野菜高騰、道路、鉄道の交通網の途絶、物流・観光への影響等、道内外に経済に多大な影響を与えたことを記載いたしております。また、前回記載はなかったのですが、津波による河川遡上の影響、被害についても追加いたしました。

次お願いします。A3資料では35ページになります。ここではもともとリスク要因の分析・評価というのを記載していたのですが、説明が必要というワーキングの議論がありまして、近年の気候変動等を踏まえた将来手戻りのない、優先的・段階的な整備を行うことが必要ということと、リスク評価の国際規格を参考に、それを河川に当てはめるとどのようなことかということで、現状の把握ですとかリスク要因の抽出・特定、分析・評価ということを説明するイメージ図を追加いたしました。

次お願いします。A3資料では36ページになります。前回の「安全・安心な川」から、「河川の安全度を向上させるため」ということに推進すべき方策の説明を修正しております。

次お願いします。A3資料の37ページですけれども、樹木の生育の許容について、できないところもあるという言葉が必要ということで、ここにも「樹木の生育を許容可能か検討し」という部分を追加いたしました。

次お願いします。A3資料の38ページでございます。ここは「万が一への備えを」という名称だったのでございますけれども、ワーキングの議論の内容をここには記載していないのですが、実は色々な議論がありました。というのは、人命を守る減災対策ということで、施設で守り切れない洪水は必ず発生するという認識を持ちというように記載してあるにもかかわらず、「万が一」というのはいかなるものかということで、違う言葉がいいのではないかとということでワーキングで議論したのですが、なかなか「万が一」に

かわる言葉が出てきませんでした。それで、事前に中津川会長と相談させていただきまして、減災が「安心な川」、防災が「安全な川」なのかなということでご助言をいただきまして、ここを「安心な川」といたしまして、減災対策の推進の基本方針を「安心な川」に名称変更いたしております。それに伴いまして「万が一」という言葉を、A3資料38ページ、39ページでは「施設では守りきれない洪水」に文言の統一を図っております。

以上でございます。

中津川： 3-1章ということですね。以上で説明が終わったということで、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問受けたいと思います。

富士田： 黒ポチで書いてあるところがたくさんありますよね。どこでもいいのですけれども、21ページ以降たくさんあると思いますが、これの位置付けをよく見てみると、「。」はついていないことから、箇条書きと思われます。しかし、ほとんどのものが「何とかのこと」で終わっており、この「こと」がうるさいように感じます。よく見たらほぼ全部ついているのですけれども、いかがでしょうか。わざわざ「こと」を付けた狙いがあると思うのですけれども。

大 畑： ここは、現行計画、平成6年に策定したもののリニューアルということで、極力原文を生かすということで、「こと」というものを残しておりました。

中津川： 黒ポチで箇条書きにしているところもあれば文章で書いているところもあって、とくに黒ポチのところは「こと」としたい何らかの趣旨、気持ちが入っているということですか。

大 畑： 黒ポチのところは推進すべき方策ですので、「こと」で終わらせております。また、文章にしていないため、箇条書きで終わらせるという位置付けにしております。

富士田： 「。」がない時点でそうなのだろうなと思ったのですが、微妙ですよ。例えば21ページが一番最初に出てきているところだったら、「既存ダムの運用の見直しや再開発等により水量を確保」で箇条書きだったら切ってもいいし、「確保する」でもいいし、「こと」まで要るかどうか微妙で、気になり出して見たら全部「こと」で終わっています。2行にわたっていて「こと」だけ次の行に行っている、例えば25ページの2つ目の丸ポチ、「緑の空間を確保する」というところの2番目の丸ポチは「すること」の「こと」だけが2行目に行っているのです。箇条書きとしては、気になってしまうのですけれども、どうしたらいいですかね。

中津川： なくてもいいですね。

大 畑： わかりました。

中津川： こういうことをやるべきだということを箇条書きで書いてあるだけということですね。そういうことですっきりさせるということによろしいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

上 田： 12ページにシシャモとかカワヤツメとか追記していただいて、それに関連するのですけれども、24ページの生き物が棲む川というところがあるのですけれども、河川には重要な種類がいて、今a、b、cというのがあるのですけれども、dとして、地域のシンボル種の保護とか、地域にとって重要な生物がすんでいて、それをどういうふうに保護するかということの観点というのを記載していただくと、「未来へ向けた川づくり」に関して

もつながるのではないか。地域のシンボル種とは別に、サケというのは全道的に広く分布していて、水産資源としても重要なのですけれども、教育的な観点であるとか産業的にも重要なのですけれども、そういう生き物がすんでいて、それが北海道の未来にとってどういう役割を果たすかというような、守っていくというか、保護であるとか、保全であるとか、そういう項目を1つ追加してはいかがでしょうか。

大 畑： 確におっしゃるとおり、未来へ向けて残していく必要はあると思っておりますので、記載について検討させていただきます。

中津川： よろしいでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

阪： 16ページなのですが、先ほどの構成のところでも出てきたのですけれども、3-1「未来へ向けた川づくり」の下から3行目なののですけれども、「このため、北海道では」から始まって治水、利水、環境という順番なのですが、先ほどの構成ですと利水、環境、治水だと思うのですけれども、その辺の順番というのは何かこだわりがあるのでしょうか。18ページにも同じ順番で出てくるのですけれども、順番からいくと、私の感覚では利水、環境、治水なのかなと思うのですが。

大 畑： 確かに、北海道らしいということで、構成自体は利水、環境、治水にしておりました。そこには意味を持たせていたのですけれども、文章の部分につきましては河川法の歴史ということで、最初に治水があり、次に利水が追加され、環境が追加されという河川法の変遷の歴史を考えて、文面はこのようにしていたところでございます。

中津川： なののですけれども、それで読んでいくと順番が変わっているのでは違和感を感じますよね。

大 畑： 構成と合わせることを検討します。

中津川： 要するに、単純に前後させればいいという話であればそんなに大幅な変更ということはないのですけれども、構成を変えることによって全体的なものが変わってくるという話になると大幅な変更になると思います。

大 畑： 構成は変えないで、文面を利水、環境、治水というふうに構成の順番に合わせていただいております。

中津川： ここの文章を利水、環境、治水というふうにするということですか。

大 畑： はい。

中津川： ただ、こうやって変わってきたという歴史の重みもありますので。

泉： 歴史の重みもさることながら、本当はこれは治水方針なのです。今日の議事を見ても今後の「水防災対策を推進していくための基本的な方針」ですから、私は本当は一番重要なものを先に持ってきたいとは思いますが。構成とそぐわないというよりは、個人的な意見ですけれども、順番には意味がないと言ってしまえばそれだけですよね。

中津川： 前回の計画は治水というのはなくて、ほとんど環境が主眼でした。その経緯を受け継いでこういう流れになっているというようにもとったのですけれども、泉委員のおっしゃるとおり、最近の情勢でいうと、治水というのが非常にウエートが高いので、それと歴史的な経緯とかもあって、河川法ができたのは治水からという話なので、何となく治水、利水、環境というふうに並べたいような気がするのですけれども、ほかの方どうでしょう。内容は別に変えなくても、要するに前後させればいいというだけで済むのだったらそれだけの話なののですけれども、あとはつなぎですね。

大 畑： A3資料の8ページに基本方針の構成というものがございしますが、この順番は、もともとあったもののリニューアルということで、治水を後ろに付けたいなという思いが強くございます。河川法の歴史的なものをどこかに一文入れまして、文章自体は治水、利水、環境としているというようなことを記載するのはいかがでしょうか。

泉： こだわらないです。順番に意味がないというスタンスだったら。確かに最初が重要とも限らないですよ。考えてみたら。最後に一番重要なのが来るというケースもあるでしょうし。

中津川： 中身で勝負ということですね。体裁よりは、この流れでわかりやすくするためには、今のところの治水、利水、環境ではなくて利水、環境、治水、そういう並びで書かれたほうがいいということになりますけれども、そういう案でいかがでしょうか。どうしてもというのだったら考えなければだめなのですからけれども。

大 畑： A3資料の4ページ、5ページも河川法の順番で治水、利水、環境にしておりますので、内容についてのもではなくて順番という認識ですので、検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中津川： 入れかえだけで済むような形で治水、利水、環境という並びで書くということですね。

大 畑： 基本的には既存の川づくり計画に治水を追加するという方向性は残したいという思いもありますが、全体を通して順番をどうするかというものを検討させていただきたいのですけれども。

中津川： 検討ですか。

大 畑： 内容については特段変わるものはないと思いますので、並べ方をどうするかというところについて全体を見通して検討させていただければと思うのですけれども。

中津川： 検討でなくて決めてしまったほうがいいのではないですか。この際。だめですか。

阪： 私的には、別に括弧で2文字ずつ並べなくても、言葉で利水、環境、何だかで、治水を推し進めていくとかでもいいと思うのです。括弧で2文字ずつくると、どうも順番が気になってくるのだと思うのですけれども、治水に重きがあるのなら、主役を治水にして、脇に利水と環境とかを置いておくのも手だと思いますが、別に並べなくてもいいかなと思いますけれども。

大 畑： ありがとうございます。

中津川： 順番は変わってもいいということですか。そういう案も出てきましたけれども。河川を専門にやっている人間にとっては、治水、利水、環境、ずっとそれがすり込まれていきますので、それが自然という感じになるのですけれども、そういうことで、わかるようにしていただければということでもよろしいですか。

大 畑： わかりました。

中津川： ほかいかがでしょうか。

石 橋： 資料の30ページなのですけれども、「親しみや、ゆとりのある川」ということで、青丸で「川の利用及び水辺に近づくこと」ということで、後段3行の赤文字部分についてですけれども、2行目にかわまちづくりという言葉が出てきます。なじみが余りない言葉だと思いますので、かわまちづくりというのをかぎ括弧で記載したら良いのではないのでしょうか。また、すぐ下に「川を含めたまちづくり」というのが出てくるので、この赤字



の3行は下の青丸、「川を含めたまちづくり」の中に入れ込んだほうがすっきりするなどという感じがしたのですけれども、いかがでしょうか。

中津川： ありがとうございます。そうですね。「かわまちづくり」というのは、プロジェクトと  
いうか、事業の名称なので、10年先どうなっているかわからない、こういう名前がある  
のかどうかかわからないので、わかりやすい言葉にさせていただいたほうがよいですね。

大 畑： わかりました。

中津川： お願いします。かぎ括弧にしても、これは何だろうと思ってしまうかもしれないので、  
事業名とかでなくて、わかりやすい一般的な用語にしてもらったほうがよいということ  
でよろしいですかね。

石 橋： それともう一点、36ページなのですけれども、上から3行目に「人々の生活をまもる川  
をつくる」ということで、防災対策の具体的なところで、今回防災、減災の話が、重要  
なポイントがあるので、前回気が付けばよかったのですけれども、2ポツ目に「優先的に  
整備が必要な区間において、早期に治水安全度の向上を図ること」ということで、これ  
を一番上に持ってきたほうが、道民の生活、生命・財産を守るという意味でも、一番上  
に持ってきたほうがよろしいかなと。今一番上に持ってきているのが、河川ごとの云々、  
検討を行うことという、ちょっと消極的な、予算も絡む話がきつとあるからということ  
も感じるのですけれども、2ポツを一番上に持ってきたほうがすっきりするような気がす  
るのですけれども、いかがでしょうか。

中津川： ありがとうございます。私もそのとおりだと思いますが、よろしいですか。

大 畑： ありがとうございます。修正いたします。

中津川： そういったご指摘をいただくと、「検討を行う」というのが消極的ではないかという話  
もあったのですけれども、こう書かざるを得ないという何か事情があるということとし  
ょうか。

大 畑： ここは、気候変動のことも含めたということで、まず方針の現段階では「検討を行うこ  
と」ととどめているところでございます。

中津川： 「推進する」という言葉もあるのですけれども、推進というのは、実際やっているとか、  
やるめどが立っている一方、検討は、これから考えましようみたいな、そういう違いと  
いうことですね。

大 畑： はい。それから、先ほどかわまちの話がございましたので、30ページですけれども、資  
料4を見ていただきたいのですけれども、資料4の49ページですけれども、用語解説とい  
うページを設けておりますので、ここにかわまちの用語を追加することで考えたいと思  
うのですけれども、いかがでございましょうか。

中津川： 用語集に付けておくということですね。いかがでしょうか。よろしいですか。それでわ  
かりやすくしておくということですが、ずっと続くと考えていいのですか。かわまちづ  
くりの考え方というのは。

大 畑： 続くと思っております。かわまちというのが今国が進めている施策の重要な事項になっ  
ておりますので、そうそう変わることはないと思っております。

中津川： はやり廃りみたいな事業もありますので、多自然川づくりとかは長くやっていますけれ  
ども、そういうものと同じというふうに考えてよろしいのですかね。

大 畑： そのように考えております。

中津川： わかりました。であれば、今後定着していくということで、用語集に注釈を付けた上でこの言葉を使わせていただくということによろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

富士田： 35ページに新しく加えた図があるのですが、下に「基に作成」と書いてあるので、引用したものがこのような図になっていたのですよね、きっと。でも、この図はよくわかりません。真ん中が、現状を把握して、そこからリスクを抽出して、分析するというふう  
に下の矢印に向かって進むのはわかりますが、モニタリングと評価がなぜ左側に来ていて、フィードバックとあるのですが、一瞬、向きはこれでいいのかなと思ったりしたのですが、わかりにくくないですか？。

中津川： よく出てくるのは、PDCAのようにサイクルを動かすような、そういう図が使われるのですけれども、この図だと一方通行みたいな、そういうふうになっていますけれども。

大 畑： 後ほど説明させていただきますA3資料の47ページで審議会の意見を踏まえてPDCAのイメージ図、フォローアップの部分で追記しているのですけれども、ここにつきましてはリスク要因の分析・評価ということで、どういう手法でやっていくかというところがなかなか難しいのかなというところで、国際規格ISOを参考に作成しております、フィードバックというのは、段階ごとに評価していくというイメージでそれぞれ矢印がついている状況でございます。

富士田： 何をモニタリングするのですか。この図でいうと。

大 畑： モニタリングにつきましては、下の方にありますけれども、段階的な整備の結果などになると思います。リスクの分析などにつきましては、評価していくということで考えています。

富士田： やっぱりよくわかりません。例えば3つ目でリスクの分析と評価をしますよね。

大 畑： はい。

富士田： それで、左側にあるモニタリング・評価とどういう関係になるのですか。

大 畑： 同じ評価ということになってしまっているのですけれども、真ん中のリスク分析・評価というのは、浸水域の増加ですとか人的被害の増加、農地被害の増加など具体的なもので、それを全体的に見通してさらに評価していくというイメージで考えておりました。

富士田： モニタリングというのは、これから先ある事柄がどの様に変わっていくか変わっていないかを定期的に長期観測することだと思います。そのようにこの図から読み取れないので、あれっと思いました。

大 畑： 一部手を加えていまして、元々が「モニタリング及びレビュー」だったので、そこを評価に変えておりますが、大きな変更はしておりません。

中津川： ISOの考え方でこうなっているということなののでしょうか。

大 畑： はい。

中津川： これは一般化されているのですかね。

大 畑： 一般的に知られているかというとなんとも言えないのですけれども、リスクマネジメント規格の国際規格というものに、リスクマネジメントプロセスということでこのような体系図があります。

中津川： 確かに富士田委員に言われてみると、モニタリング・評価というのは何をモニタリング、何を評価するのかというのがわからない図だなと思います。

富士田： 図の真ん中に「リスク要因の抽出・特定」などの黄色い部分がありますよね。この部分を解析・評価した上で計画を策定し、この計画で良いかを評価するためのモニタリングを行う。計画だから変に感じますが、実施した後にモニタリングを行い、それが目標に達していなかった時は評価の仕方が違うのでフィードバックするのが普通のやり方です。この図は、それぞれに矢印の両方向があって、どの段階で何をモニタリングするかがよくわかりません。ISOでこのようになっているのであればしょうがないのですが、ほかの委員の先生方にもお聞きしたいです。

中津川： 自然再生のアダプティブマネジメントでよくこういう絵が出てきますよね。その治水版みたいなのはないのですかね。まだないのかな。

大 畑： 図がわかりづらいというご意見があったのですが、モニタリングというのは、段階的な整備をして、モニタリングをして、フィードバックしていくというふうなイメージです。

富士田： それならわかります。つまり、計画を策定して、段階的な整備ということは、一遍に全部やらないのです。少しずつ進めながら、それで間違いがないかどうかをモニタリングして評価して、ダメだった場合はフィードバックして、矢印の5つの中のどこに原因があったかということ特定して、例えばリスク要因の抽出のところから考え直すという道筋をとるのが、普通のモニタリングのやり方なので、それがこの図だと余りうまく伝わらないかなと思ったのです。

大 畑： 確かに言われてみればそうですので、真ん中の3つ、リスク要因、リスク分析、計画の策定からモニタリングに伸びている矢印を消すことだけでも少しわかりやすくなるのかなという気がしたのですけれども、段階的な整備を行って、モニタリング・評価をして、それぞれにフィードバックしていくというふうな点線だけ残すというような。

阪 田： ちょっと口を挟むようで申しわけない。ここは「コミュニケーション」なのではないですか。リスクをコミュニケーションするというのはよくあるのですけれども、許容されるリスクとか許容できないリスクというのもあって、モニタリングどうのこうのはよくわかりませんが、普通に住まれている方がそれは許容できる、許容できないというところをリスクの分析とか評価とか、その前にリスクであるかないかということをやられるのではないかなと思うのですけれども、すると矢印が双方向にあってもいいのかなと思うのですけれども、余りこの矢印を取ってしまうと、本当にPDCAそのままの形ではないかなと思うのですが。

大 畑： ISOの元々の図では「モニタリング及びレビュー」、「コミュニケーション及び協議」の両方に矢印が双方向に流れていますので、ここの部分を「コミュニケーション及び協議」というISOの規格の言葉を使うことで、意味は通じるようになるのかなとは思っています。

中津川： 「コミュニケーション・協議」というのは、誰と行われますか。

大 畑： 広く地域住民ですとか、内部の組織の中でもというように考えております。

中津川： 右側に関係機関との連携というのがありますけれども、それとは別にコミュニケーションですか。

大 畑： 「コミュニケーション・協議」も記載する場合は、関係機関との連携が消えてもいいのかなという感じはしております。

中津川： 確かに、ちょっとわからないですね。

大 畑： 水害リスクの分析・評価をどうやってやるのかというものがワーキングで議論になりまして、実施計画に載せるという考え方もあったのですけれども、基本的な概念は方針に入れたいということで記載しているところでございます。

中津川： これはもう一度考え直して、重要なところでもありますので、ご意見を伺ったほうがいいかもしれないですね。

大 畑： わかりました。  
ほかにいかがでしょうか。

早 川： 資料の23ページの改修前と改修後の写真があるのですが、これがよくわからないような気がするのですけれども。

中津川： 私もそう思います。いかがでしょうか。もうちょっとわかりやすい写真はないのでしょうかということですか。

大 畑： 検討します。もともとの川が小さくて、大きく変わったものですから、写真の撮る角度の関係もあってわかりづらいところもあるかと思しますので、写真については、ほかの写真もそうなのですが、配置ですとか、違うものに変更することも考えておりますので、この写真についても再検討いたします。

中津川： ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

阪 田： 38ページなのですが、テクニカルなところだと思うのですけれども、1)の現状と課題で、全て文末が「必要があります」なのです。もう少し工夫されたほうがよろしいかなと思います。5発ぐらい出てくるのです。「必要があります」。少し検討されたほうが良いと思います。

大 畑： ありがとうございます。

中津川： そうですね。「必要があります」というのがくどいということですね。修正という事でよろしいですか。

大 畑： 文言の整理をいたしたいと思います。

中津川： ほかいかがでしょうか。大きく変わったのが「安全な川」と「安心な川」という、防災を考えるのが安全な川づくり、減災のイメージで考えるのが安心な川づくり。本当にそれでいいのかという、私も迷いはあるのですが、なかなかこの辺、適切な言葉が見つからなくて、こういう案を出させていただいたのですけれども、その辺はいかがですか。

阪 田： 私はいいと思ったのですけれども、安全のほうは、意外とハード的に何かをやっていくという話があって、安心な方は個人が感じることなのですから、そのために理解度向上を目指すという意味で、ここは安心というのでつながるのではないのかなと理解しています。

中津川： ありがとうございます。それでは、そういうことでこの文言についてはよろしいでしょうか。

3-1章に関しまして、ほかにかがででしょうか。それでは、時間も大分迫ってきましたので、続きましてもう一つございます。3-2「川づくりを確かなものに」につきましてのご説明をお願いしたいと思います。

大 畑： A3資料では40ページをご覧ください。「川づくりを確かなものに」ということで、まず基本方針6「人々が参加する川づくり」ですけれども、ここについては大きな変更はないのですけれども、文言の整理をしております。「関心の薄れつつある川」のところも文言の整理で、関心の薄れた川の課題が環境の悪化となるように修正しております。

次お願いします。A3資料の41ページでございます。ここは、前回審議会意見欄に現p.1に記載と書いてありますけれども、前回審議会の意見といたしましては、子供たちに学習の場を提供するですとか、子供たちが川に触れられるようにするという意見がございましたので、cの子供たちへの学習のところに防災についての記載やホームページへの掲載ということに記載いたしまして、文章ではわかりづらいついかなところもあったので、写真は子供たちが川で遊んでいるものを使用したいと考えております。

次お願いします。A3資料の42ページになります。基本方針7です。ここは元々「川の文化の継承」でしたが、前回審議会で、水害の記録というものをぜひ保存するべきということ、災害について教えるということ、そのような意見をいただきましたので、「文化・歴史の継承」に名称を変えまして、水害の記録の継承ということを追加いたしております。

また、A3資料の43ページ目に「水害の記録等」という記載ですとか、水害の記録誌の写真を添付しております。

次お願いします。A3資料の44ページになります。基本方針8でございますが、「川づくりの研究の推進・普及啓発」です。ここについては、流域の土地利用の変化や気候変動による影響ということを追加いたしました。これは、気候変動による外力の増大等について研究・検証ということを追加したものでございます。

次にA3資料45ページでございます。ここは、cの人材育成についてですが、前回審議会で、川に理解のある人や地域のリーダーなどの人材育成が必要、川づくりというと工事だけではなくて広い意味があるのではないかという意見がございましたので、地域で川づくりに携わる人々と情報提供・連携を進めるということに記載いたしました。また、前回は国際社会への「貢献」にしていたのですけれども、「情報発信」に変更しております。

次お願いします。A3資料の46ページでございます。基本方針9「フォローアップ」です。ここは、前回から変わったのが、流下能力の低下というもののフォローアップが不足しておりましたので、それを追加しております。また、写真は、定点観測もフォローアップと考えておりますので、改修前、河道を拡幅した改修直後、2年経過した後の状況を掲載しました。こういうものもモニタリングと捉えております。

最後、次お願いします。A3資料の47ページでございます。審議会の意見で、PDCA、事例の蓄積と発信が必要ということで意見をいただいておりますので、事例を蓄積して活用すること、PDCAのイメージを追加いたしました。

A3資料にはないのですけれども、資料4の本文を見ていただきたいのですけれども、45

ページには本審議会等の開催経過を記載いたしまして、46ページに本審議会の委員名簿、47ページ、48ページには河川技術検討委員会の名簿と基本方針案を作成いたしましたワーキンググループの参加者名簿、その開催状況を記載しまして、49ページから54ページに用語の解説を記載し、最後55ページに今回作成した基本方針の参考としました文献等を記載しております。

以上でございます。

中津川： ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問をお願いします。

中 宮： 46ページの改修前、改修後、そして2年後というのがあるのですが、改修前と改修後の写真、これで正しいのでしょうか。私には逆に見えるのですが。

大 畑： これはオホーツクの藻琴川なのですが、通常の河川改修は木を全部切ってしまう改修が多いのですが、藻琴川につきましては木を極力残して、川が流れる部分の枝払いや間引きをすることで、極力現在の河畔林を残しながら掘削を行っております。真ん中の改修直後の写真を見ていただきたいのですが、木を切った跡、伐り株のようなものが左側に見えると思うのですが、このように川を真っすぐ掘削するのではなくて、極力現況の蛇行ですとか、川の流れを尊重して掘削を最小限にして、木の伐採も極力最小限にして改修している事例でございます。

中津川： 何を改修したのかというのがよくわからなくて、どういう効果があったのかというのわからなくて、直線化した川に少し変化を付けたみたいな、そういうことなのですか。それとも木を切ったところでしょうか。

大 畑： 掘削もしておりますし、木も切ってはいるのですが、2倍にも3倍にも川幅を拓げているわけではないので、わかりづらいところがあるかも知れません。

中津川： 改修後2年でまたもとに戻っている。

大 畑： 改修後土砂がたまってきておりますので、これがもっとたまっていった場合には維持管理していかなければいけないということになります。

中津川： そういうことを言いたい写真ということですね。

大 畑： はい。

中津川： いかがですか。

大 畑： 写真については、これで決めているというよりは、まずは掲載させていただいてはいるのですが、もっとわかりやすい写真に更新していきたいと考えているところでございます。

中津川： もうちょっと見た目で何を主張したいかというのがわかるような写真でないと、説明すれば、そうかとわかるのだったら余り適切でないような気がするのですが、お願いします。

早 川： 写真の藻琴川の改修に私、携わっているのですが、真ん中の改修直後の写真の撮り方が、上、下と同じところから撮らないと比較ができないのではないかなど。近寄り過ぎて。もう少し引いた形で下の改修2年後と同じぐらいのときに撮らないと、違いが多分わからないと思います。

大 畑： はい。ありがとうございます。

富士田： それに加えて、写真、これから違うものをお探しになるそうですが、説明を入れたら良

いのではないのでしょうか。一般の方がこのパンフレットを見てわかるように、どんな改修をしましたという一言の説明が入っていると、理解が進むと思います。

中津川： そうですね。おっしゃるとおりだと思います。よろしいでしょうか。

大 畑： はい。

泉： こういうイメージ図というのを入れないと、確かにはっきりイメージが湧かないから必要だとは思いますが、ただ、改修前、改修後の事例集みたいなもので勘違いして使われてしまったらまずいのではないかなという危惧はあるのです。場所によっても改修の仕方というのは違いますし、うまくいった場合もあれば、うまくいかなかった例も多分あると思うのです。多自然川づくりの事例集というのは本当に別にあるべきであって、イメージを湧かせるためにはある程度必要なのではないのでしょうか、その辺は事例集ではありませんというようなつもりで作っていただくしかないかなという気がしますけれども。

中津川： ありがとうございます。写真の選定のほうは慎重にお願いしたいと思います。

大 畑： わかりました。

中津川： 今回、イメージ図だとか写真とかは仮のものが入っていますけれども、原案とかその段階では確定版が当然入り、パブコメもいただくという考え方でよろしいですかね。素案の段階ではこのようなものでいいということですか。

大 畑： 原案のときには決まることで考えています。

中津川： わかりました。今日いただいたご意見を踏まえて、適切な写真にするということになると思います。

ほかいかがでしょうか。

泉： これも要らないお世話かもしれないですけども、最後にワーキンググループの名簿を載せられているというのは、特にワーキンググループのほうで若手の方に色々議論していただいて素案をつくっていただいたというのは非常によい試みだと思うのです。名簿だけではなくて、どういうふうにこのメンバーをコミットしたのかというのがこの冊子から読み取れるように、策定の背景みたいなところにそういう記述もあっていいのではないかなという気が私したのですけれども。

中津川： ありがとうございます。私も強くそれは思います。例えばファイルの後ろから4枚目か5枚目あたりに、附箋をぺたぺた張って議論している、ブレインストーミングでやっているみたいな写真がありますが、どういうふうに議論して意見を集約してきたみたいな話があると、次に議論するときの参考になるような気もしますので、そういうのはどうでしょうか。

大 畑： わかりました。入れる場所は検討させていただきまして、附箋を張っている写真ですとか、どのように議論していったかというものがわかるようにしたいと思います。

中津川： ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。47ページの川づくりのフォローアップ、PDCAの説明でよく出てくるような絵ですけども、富士田委員、この絵はよろしいですか。これは大丈夫ですか。こういう絵だったらわかるということですね。

富士田： 先ほど委員長にご相談されたという減災ですか、ここのところなのですけども、3-1-

4、ページでいうと34ページのところの(1)が防災対策の推進ですよね。38ページ、3-1-5になると減災対策の推進で、これは非常に良いと思うのですが、気になったのは、実は括弧は1しかないのです。細かいことで申しわけないのですが、これに続く2とか3があるときはいいのですが、どちらもないので、文言をうまくはめ込んだほうが良いのかなという気もしました。

中津川： 3-1に戻りますけれども、34ページ、安全な川、防災対策の推進、以上終わりみたいな、これしかないのかみたいな、そういう感じなのですけれども。

大 畑： 確かに数字が必要ないところでしたので、記載方法は工夫したいと思います。

中津川： ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。それでは、時間も迫っていますけれども、全体を通していかがでしょうかね。先ほど出てきた大きな問題としては、まずタイトル、「北海道の川づくり基本方針」、「ビジョン」という案なんかも出てきました。それから、富士田委員からご指摘いただきました35ページのリスクを踏まえた川づくりの進め方、この図がわからないという話、その辺が大きな話だったと思います。

ほかには何か。素案の段階で意見を出していただくようなことはありますか。大きな変更はこれから難しくなっていくので、よろしいですか、そのようなところで。

この2つ、まずタイトルについてはいかがでしょう。今の段階で。「北海道の川づくり基本方針」というタイトルなのですけれども、先ほど「ビジョン」にすべきだと、そういうご意見を1ついただきましたけれども、ほかの考え方等もあるかと思うのですけれども。ここでこうだと決めることではなくて、重たいお話だと思いますので、色々他の事例とかそういうのも調べて、どういう文言が適当なのか、基本方針の上位計画になるべき名称というのはどういうものなのかみたいな、そこを再度色々な他の事例も検討していただいて案を出していただいて、皆さんにお伺いしたほうがいいかなと私としては思うのですけれども、よろしいですかね。

それから、富士田委員からご指摘のあったリスクを踏まえた川づくり、これも北海道さん一生懸命頑張ってこういう案をつくっていただいたのですが、全国的な川づくりの考え方というのもあると思いますので、国交省とかほかの都府県、そういう事例なんかも調べてもらって、どういう示し方をすればわかりやすいのかということ再度検討していただいてもう一度審議いただくというほうがいいと思うのですけれども、よろしいですかね、そんなことで。

ということで、修正内容が軽微でありましたら、これでこの件に関する審議は終わりと思ったのですけれども、もう一度、皆様にはご足労いただいて申しわけないのですけれども、審議をいただくということに会長の一存でさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。これから事務局からスケジュールのお話があると思いますけれども、これは素案ということなので、素案はこれで暫定的に出していただいて、今度は原案の段階で、これでいいかという話のご審議を皆様にいただくという考え方にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、きょうの審議についてはこれで終わります、事務局のほうにお返ししたいと思います。



## 5. その他

高 橋： 長時間にわたりご審議どうもありがとうございました。

それでは、次第5番、その他ということで、今後の予定についてご説明させていただきます。資料は、参考資料3になります。

まず、今年度の予定ということで、本日2月23日、河川審議会ということで、この後、来月の3月19日にこの素案に関する報告を議会のほうへ報告するというふうな予定になっております。裏面をめぐっていただきまして、その後、来年度の予定ということになりますけれども、今回色々ご指摘していただき、再整理していきます。引き続き検討会並びにワーキングの中で検討していきたいと思っております、それを原案という形で作成していきたいと考えております。予定では新年度の7月になりますけれども、河川審議会の方で原案を審議していただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次回の審議会につきましては改めて日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今後の予定について、何かご質問等ございますでしょうか。

## 6. 閉 会

高 橋： なければ、これをもちまして第3回北海道河川審議会を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。